

平成30年9月から、遷延性意識障害者医療費給付について「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます

寡婦（夫）控除のみなし適用がされることで、より自己負担の少ない階層区分に決定となることがあります。

以下の要件をどちらも満たす方が患者さんの世帯の中にいる場合には、みなし適用の対象となる可能性があります。

- 法律上の婚姻をすることなく、父または母となった方
- 現時点（申請時及び前年末）において、婚姻をしていない方

<留意事項>

- 上記の要件のほか、**税法上の寡婦（夫）控除と同様の要件に該当する必要があります。**
- あくまでみなし適用のため、**市町村民税自体は減額されません。**
- 現在、税法上の寡婦（夫）控除の適用を受けている方、市町村民税世帯非課税者の方は、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しても、**負担上限月額が減額されません。**
- その他、所得の状況等によっては、**負担上限月額が減額されない場合があります。**

<申請手続>

- 適用には**変更申請**が必要となります。詳しくはお近くの保健所へご相談ください。
- 申請書、世帯構成に関する申告書に、**戸籍全部事項証明書等の書類**を添付していただく場合があります。

<参考：自己負担上限額一覧表> 赤枠の方は自己負担が減額となる可能性があります。

階層区分の基準		自己負担上限額 単位：円 (患者負担割合：2割、外来+入院)
市町村民税 非課税	本人年収 ～80万円	2,500
	本人年収 80万円超～	5,000
市町村民税	3.3万円未満	5,000
市町村民税	3.3万円以上23.5万円未満	10,000
市町村民税	23.5万円以上	20,000